

議案第30号

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年5月20日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区行政財産使用料条例（昭和50年杉並区条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2（3）西荻区民事務所の項中

上荻窪会議室	洋室	37.8	1,200円	800円	800円	300円
上井草会議室	洋室3	58.5	1,700円	1,100円	1,100円	400円

を

上井草会議室	洋室3	58.5	1,700円	1,100円	1,100円	400円
--------	-----	------	--------	--------	--------	------

に改

める。

第2条 杉並区行政財産使用料条例の一部を次のように改正する。

別表第2（3）西荻区民事務所の項を削り、同表（3）高円寺区民事務所の項

中	和田会議室	洋室	22.5	700円	400円	400円	100円
	高円寺中央会議室	洋室1	53.0	1,700円	1,100円	1,100円	400円
		洋室2	53.0	1,700円	1,100円	1,100円	400円
		和室	40.8	1,400円	900円	900円	300円

を

中	高円寺中央会議室	洋室1	53.0	1,700円	1,100円	1,100円	400円
		洋室2	53.0	1,700円	1,100円	1,100円	400円
		和室	40.8	1,400円	900円	900円	300円

に改

める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、同年1月1日から施行する。

(提案理由)

西荻区民事務所上荻窪会議室等の目的外使用を廃止する必要がある。